

2025年1月14日
一般社団法人日本障がい者乗馬協会
パラ馬術強化本部



2025年パラ馬術 強化指定選手の選考規程

(目的)

2026年アーヘン世界馬術選手権、2028年ロスアンゼルスパラリンピックで、最高の競技力を発揮する事を目的に、強化指定選手制度を設ける。

強化指定選手には、大会参加や合宿等の機会を設け、競技力向上への環境支援を行う。

1. 指定対象期間：2025年1月1日～2025年12月31日

2. 指定人数：6名

(但し、日本中央競馬会への強化指定選手の推薦は、日本中央競馬会の規則に沿った中で、日本中央競馬会の助成金対象はこの6名の中で日本中央競馬会の規則に沿った者とする。)

3. 選考対象

対象者は次の項目を全て満たしている者とする。

- 1) 日本チームメンバーとして、パラ馬術強化本部の方針に従い、上位団体の定める内容や相部屋での宿泊も含めた団体行動が出来、礼儀と規律を遵守できる者
- 2) パラ馬術強化本部及び事務局が指定した選手側窓口のメールアドレスにてやり取りが行え、更なるその体制を遵守できる者
- 3) 下記に定める行動指針を遵守できる者
- 4) 日本国籍を有し、一般社団法人日本障がい者乗馬協会（以下 JRAD）の団体会員の乗馬クラブに所属し、JRAD 選手個人会員、日本馬術連盟の会員登録を完了している者
- 5) FEI クラシフィケーションが確定している者又は申請中である者
- 6) 1年間を通し、競技活動を行える者
- 7) 別途定める育成指定選手との重複は出来ない。

4. 選考基準

- 1) 選考対象を満たす者の中から下記の順にて選考を実施する。
- 2) 2024年1月1日～2024年12月31日の CPEDI3★出場成績（グランプリ A またはグランプリ B が対象）の上位 2 成績の合計が高い選手（競技別・馬が異なる場合も可）を 6 名選考する。

5. 強化指定選手の決定

- 1) 選考基準を満たした者に対し、パラ馬術強化本部にて決定を行う。

6. 選考見直し

- 1) 強化指定選手決定後、下記に該当する場合は強化指定を撤回する。
 - ①日本チームメンバーとして、パラ馬術強化本部及び監督の方針に従わず、団体行動も含めた礼儀と規律を遵守していないと HPD 及び監督及びパラ馬術強化本部委員のいずれかが判断した場合
 - ②行動指針を遵守していないと HPD 及び監督及びパラ馬術強化本部委員のいずれかが判断した場合
 - ③JRAD の信用・信頼を低下させた場合
 - ④怪我や故障等で競技活動の続行が困難な場合
 - ⑤人及び馬のドーピング違反があった場合（ドーピング検査日から適用）
 - ⑥普及活動に非協力的な場合

7. 行動指針

- 1) 強化指定選手に求められる行動指針を下記とする。
 - ①パラ馬術強化本部及び監督の方針に従い、団体行動も含めた礼儀と規律を遵守
 - ②チームワークを重視
 - ③馬術の技術向上に常日頃努める
 - ④他の選手の模範となる
 - ⑤強化合宿等の JRAD 事業に正当な理由がある場合を除き参加
 - ⑥JRAD の信用・信頼を低下させない
 - ⑦ドーピング防止の諸規程、競技諸規程を理解
 - ⑧人馬における重大な事故や環境変化を本部長宛に文書で報告する

8. 推薦

- 1) 強化指定選手を日本中央競馬会が定める強化指定選手に推薦する。
但し、2の通り、最初に決定した5名のみが対象となる。
- 2) 日本パラリンピック委員会強化指定選手に推薦する。

9. その他

- 1) JPC 他助成団体の強化指定選手に推薦を行う為、各助成団体の指定義務を遵守すること
- 2) 強化事業への参加費用は原則個人負担とする。但し、補助が出る場合がある。
- 3) 選考結果に対する異議申し立ては、選考が選考基準に基づいて行われていない時、もしくは選考過程で情実があった場合にのみ行う事ができる。
選手は日本スポーツ仲介機構（JSAA）に意義申し立てをする権利を有する。
JRAD は JSAA による仲裁を応諾する。
- 4) 依拠する FEI パラ馬場馬術規程集等が変更になる等、選考の背景となる環境変化が行った場合は、選考規程の見直しを行うことがある。
また、社会的環境変化があった場合も同様とする。

以上